

○出雲市水道事業推進懇話会設置規程

(平成 29 年出雲市水道事業管理規程第 9 号)

(設置)

第 1 条 出雲市水道事業（以下「水道事業」という。）の円滑な推進を図るため、水道事業の経営状況及び各種計画の進捗状況のほか、水道事業に関する様々な意見を求めることを目的に、出雲市水道事業推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 水道事業の経営状況及び各種計画の進捗状況に関すること。
- (2) 水道事業の課題及び実情等に関すること。
- (3) その他水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 商業関係者
- (3) 農業関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の新たに委嘱する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(資料提出の要求等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求め、又は資料の提出及び協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、上下水道局水道営業課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

3 第6条の規定にかかわらず、施行日以後最初の懇話会の会議は管理者が招集する。